

都市公園行為許可基準取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市都市公園条例（昭和54年長久手町条例第9号）第2条第4項の規定に基づく許可基準について必要な事項を定めるものとする。

(対象都市公園)

第2条 この要領において対象となる都市公園は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により供用開始の公告をした都市公園とする。

(行為許可の範囲)

第3条 許可を与えることができる行為は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 地域活動として行う物品販売、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として行う写真又は映画の撮影
- (3) 地域活動として行う興行
- (4) 市の行事及び地域住民を対象として行う展示会その他これに類する催し
- (5) ほとぎの里緑地にあるほとぎの里交流館の集会スペース（以下「集会スペース」という。）の利用
- (6) 後山公園、桧ヶ根公園及び血の池公園多目的広場におけるスポーツ教室を目的とした小学生以下の利用
- (7) 長久手中央2号公園においては、上記(1)から(4)に加え、長久手市に関わりをもつ個人、団体等が、リニモテラス整備趣旨に合致し長久手古戦場駅前に賑わいの空間を創出する目的で、展示会、物品販売、募金その他これらに類する行為
- (8) 杵ヶ池公園においては、上記(1)から(4)に加え、指定管理者が行う自主事業
- (9) 古戦場公園においては、上記(1)から(4)に加え、長久手古戦場記念館の指定管理者が行う自主事業

(行為の日時)

第4条 行為許可をすることができる日時は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 平日（月曜日から金曜日までの祝日を除く。以下同じ。）は、午前8時から午後3時までとする。
- (2) 土曜日及び日曜日（祝日を含む。以下同じ。）は、市の行事又は地域全体の行事に限る。
- (3) 集会スペースの利用は、土曜日及び日曜日とし、時間は午前9時から午後5時までとする。
- (4) 後山公園、桧ヶ根公園及び血の池公園多目的広場のスポーツ教室利用は、平日の午後3時から午後6時までとし、1週間に3日まで許可できる。
- (5) 長久手中央2号公園、杵ヶ池公園及び古戦場公園の利用可能日時においては、その都度協議する。

（行為の区域）

第5条 行為許可をすることができる区域は、公園区域の一部とする。ただし、市の行事及び市長が特に必要と認めるときは、公園区域の全部を許可することができる。

（申請の受付）

第6条 許可申請の受付は、行為をしようとする日の1か月前から7日前まで受け付けるものとする。ただし、市の行事又は市長が特に必要と認めるものについては、2か月前から受け付けるものとする。

- 2 長久手中央2号公園における許可申請の受付は、行為をしようとする日の3か月前から7日前まで受け付けるものとする。ただし、市の行事又は市長が特に必要と認めるものについては、6か月前から受け付けるものとする。

（集会スペースの施設利用規約）

第7条 集会スペースの施設利用方法については、別に利用規約を定める。

（後山公園、桧ヶ根公園及び血の池公園多目的広場のスポーツ教室利用規約）

第8条 後山公園、桧ヶ根公園及び血の池公園多目的広場の利用方法について、別に利用規約を定める。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。